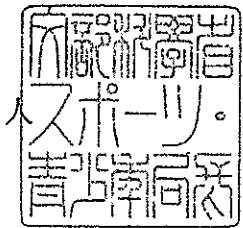


25受文科ス第1079号
平成25年10月15日

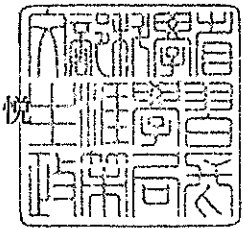
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の長
国立教育政策研究所長
独立行政法人国立女性教育会館理事長
独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長

文部科学省スポーツ・青少年局長
久保公人



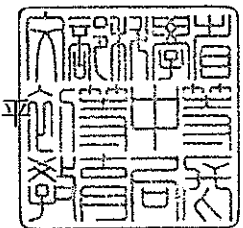
(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長
清木孝悦



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
前川喜平



(印影印刷)

平成25年度「子ども・若者育成支援強調月間」の実施について（依頼）

このたび、内閣府において、別添のとおり「平成25年度子ども・若者育成支援強調月間」実施要綱が決定され、これに基づき標記の運動が平成25年11月1日（金）から同年11月30日（土）まで実施されることとなりました。

については、実施要綱に基づき、期間中に子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子ども・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図るようお願いします。

また、都道府県教育委員会、都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の市区町村教育委員会及び域内の私立学校、市区町村関係部局に対しても周知いただきますようお願いいたします。

(本件連絡先)

文部科学省スポーツ・青少年局

青少年課 企画係

TEL 03-5253-4111(内線3488)